

○尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和54年9月26日

条例第29号

改正 昭和59年3月7日条例第3号

昭和59年7月5日条例第26号

昭和59年11月20日条例第39号

平成6年9月22日条例第38号

平成7年3月22日条例第11号

平成10年6月24日条例第32号

平成12年12月20日条例第64号

平成13年6月27日条例第37号

平成14年9月19日条例第53号

平成15年3月19日条例第13号

平成17年3月2日条例第26号

平成17年12月21日条例第187号

平成18年3月23日条例第22号

平成18年9月21日条例第59号

平成20年3月19日条例第13号

平成24年6月27日条例第46号

平成26年9月25日条例第89号

平成30年3月20日条例第32号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(受給資格者)

第3条 この条例により助成する医療費(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、尾道市の区域内に住所を有する者であって国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者(同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、尾道市を転出する者を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者(同法第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を含む。)又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している者

イ アに準ずる女子又は男子であると市長が別に定めた者

(2) 前号に掲げる者(以下「配偶者のない者」という。)に現に扶養されている対象児童

(3) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち対象児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者に前年分の所得税(1月から7月までの間に受けた医療については、前前年分の所得税とする。)が課されているとき。この場合において、所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により算定するものとする。

- (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、尾道市に住所を有することとなった者
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条又は第55条の2の規定により広島県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者
(平20条例13・平24条例46・平26条例89・平30条例32・一部改正)

(受給者証)

第4条 ひとり親家庭等医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を当該申請者に交付するものとする。
- 3 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提出しなければならない。

(平18条例59・一部改正)

(支給の額)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を支給する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
 - (2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額
 - (3) 次条の規定による一部負担金相当額
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平18条例22・平18条例59・平20条例13・一部改正)

(一部負担金)

第6条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき500円(国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

- 3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(平18条例22・追加、平20条例13・一部改正)

(支給の方法)

第7条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の申請に基づいて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合において、当該保険医療機関等からひとり親家庭等医療費の請求があったときは、市長は、受給者に支払うべき額の限度において、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(平18条例22・旧第6条線下・一部改正)

(届出の義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又はひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平18条例22・旧第7条線下)

(ひとり親家庭等医療費の支給の制限等)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらのうち、ひとり親家庭等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付したひとり親家庭等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(平18条例22・追加)

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平18条例22・旧第9条線下)

(受給権の譲渡禁止)

第11条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供することはできない。

(平18条例22・旧第10条線下)

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(平18条例22・旧第11条線下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例22・旧第12条線下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

(平17条例26・旧付則・一部改正)

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

2 御調町及び向島町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に御調町ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年御調町条例第19号)又は向島町ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年向島町条例第25号)(以下これらを「町条例」という。)の規定によりなされた認定、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例26・追加、平17条例187・一部改正)

3 編入日前に町条例の規定により交付されたひとり親家庭等医療費受給者証は、第4条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(平17条例26・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

4 因島市及び瀬戸田町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に因島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年因島市条例第20号)又は瀬戸田町ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年瀬戸田町条例第18号)(以下これらを「市町条例」という。)の規定によりなされた認定、請求その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例187・追加)

5 編入日前に市町条例の規定により交付されたひとり親家庭等医療費受給者証は、第4条第2項の規定により交付されたものとみなす。

(平17条例187・追加)

付 則(昭和59年3月7日条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年7月5日条例第26号)

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月20日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

付 則(平成6年9月22日条例第38号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成7年3月22日条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成10年6月24日条例第32号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

付 則(平成12年12月20日条例第64号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

付 則(平成13年6月27日条例第37号)

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

付 則(平成14年9月19日条例第53号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成15年3月19日条例第13号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月2日条例第26号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第187号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成18年3月23日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条及び第6条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る助成金の交付については、なお従前の例による。
- 3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは「250円」と読み替えるものとする。

付 則(平成18年9月21日条例第59号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の尾道市老人医療費助成条例、尾道市乳幼児医療費助成条例、尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例及び尾道市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月19日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月27日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年9月25日条例第89号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成30年3月20日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る第1条の規定による改正前の尾道市重度心身障害者医療費助成条例又は第2条の規定による改正前の尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

○尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和54年9月26日

規則第42号

改正 昭和59年7月5日規則第27号

昭和59年11月20日規則第44号

昭和61年8月21日規則第34号

平成9年10月1日規則第35号

平成13年6月27日規則第39号

平成17年3月2日規則第16号

平成17年12月21日規則第161号

平成18年3月31日規則第41号

平成20年1月24日規則第3号

平成27年12月24日規則第71号

平成29年7月27日規則第47号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和54年条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給資格の認定)

第3条 条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定によって所得要件を付されている者に前年分の所得税(1月から7月までの申請の場合は、前前年分の所得税とする。)が、課されていないことを証する書類

(2) その他市長が必要と認めた書類

2 申請者は、前項の規定による申請に当たり、申請者又は申請者の属する世帯の構成員に係る地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)が本市以外にある場合は、市長が他の行政機関から地方税関係情報を取得することの同意書(様式第1号の2)を同項の申請書に添付して提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請には、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、被扶養者証若しくは組合員証(以下「被保険者証等」という。)を提示しなければならない。

(平29規則47・一部改正)

(登録及び受給者証)

第4条 市長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該申請者の登録を行い、ひとり親家庭等医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の更新申請等)

第5条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書(様式第1号)に条例第3条第2項第2号の規定によって所得要件を付されている者に前年分の所得税が課されていないことを証する書類及び受給者証を添えて市長に提出して受給者証の更新を申請しなければならない。

2 前項の申請には、第3条第2項の規定を準用する。

(平29規則47・一部改正)

(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出してその再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合は、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(ひとり親家庭等医療費の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書(様式第5号又は様式第5号の2)によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が市長に対して、ひとり親家庭等医療費の請求をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 保険医療機関等(指定老人訪問看護事業者及び訪問看護事業者(以下「指定老人訪問看護事業者等」という。)を除く。)が請求する場合 福祉医療費請求書(様式第6号)
- (2) 指定老人訪問看護事業者等が請求する場合 福祉医療費請求書(老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費)(様式第6号の2)
(平18規則41・平27規則71・一部改正)

(氏名変更等の届出)

第8条 条例第8条の規定により市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合の医療に関する給付内容の変更
- (4) 被保険者証等の記号番号の変更
(平18規則41・一部改正)

(届出の様式)

第9条 条例第8条の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき ひとり親家庭等医療費受給者証変更届(様式第7号)
- (2) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第8号)
- (3) ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたとき 第三者の行為による被害届(様式第9号)
(平18規則41・平27規則71・一部改正)

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者証の有効期間が満了したとき。
- (3) 第6条の規定により、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したとき。

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

(平17規則16・旧付則・一部改正)

(御調町及び向島町の編入に伴う経過措置)

2 御調町及び向島町の編入の日前に御調町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年御調町規則第13号)又は向島町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年向島町規則第16号)(以下これらを「町規則」という。)の規定によりなされた申請、登録その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17規則16・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

3 因島市及び瀬戸田町の編入の日前に因島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年因島市規則第22号)又は瀬戸田町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成13年瀬戸田町規則第14号)の規定によりなされた申請、登録その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17規則161・追加)

付 則(昭和59年7月5日規則第27号)

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月20日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

付 則(昭和61年8月21日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年10月1日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の(中略)尾道市母子家庭医療費助成条例施行規則の規定は、平成9年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成9年9月1日前行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(平成13年6月27日規則第39号)

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(平成17年3月2日規則第16号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日規則第161号)

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第41号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

付 則(平成20年1月24日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第2号の改正規定は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(平成27年12月24日規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の様式用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(平成29年7月27日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。